

平成十二年政令第百三十八号

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令
内閣は、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（平成十一年法律第八十六号）第二条第二項、第三項、第五項及び第六項並びに第二十一条の規定に基づき、この政令を制定する。

（第一種指定化学物質）

第一条 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（以下「法」といふ。）第二条第二項の第一種指定化学物質は、別表第一のとおりとする。

（第二種指定化学物質）

第二条 法第二条第三項の第二種指定化学物質は、別表第二のとおりとする。

（業種）

第三条 法第二条第五項の政令で定める業種は、次のとおりとする。

- 一 金属鉱業
- 二 原油及び天然ガス鉱業
- 三 製造業
- 四 電気業
- 五 ガス業
- 六 熱供給業
- 七 下水道業
- 八 鉄道業
- 九 倉庫業（農作物を保管するもの又は貯蔵タンクにより気体若しくは液体を貯蔵するものに限る。）
- 十 石油卸売業
- 十一 鉄スクラップ卸売業（自動車用エアコンデিশヨナーに封入された物質を回収し、又は自動車の車体に装着された自動車用エアコンデিশヨナーを取り外すものに限る。）
- 十二 自動車卸売業（自動車用エアコンデিশヨナーに封入された物質を回収するものに限る。）
- 十三 燃料小売業
- 十四 洗濯業
- 十五 写真業
- 十六 自動車整備業
- 十七 機械修理業
- 十八 商品検査業
- 十九 計量証明業（一般計量証明業を除く。）
- 二十 一般廃棄物処理業（み処分業に限る。）
- 二十一 産業廃棄物処分業（特別管理産業廃棄物処分業を含む。）

- 二十二 医療業
- 二十三 高等教育機関（附属施設を含み、人文科学のみに係るものを除く。）
- 二十四 自然科学研究所

（第一種指定化学物質等取扱事業者の要件）
第四条 法第二条第五項各号列記以外の部分の政令で定める要件は、次のとおりとする。

- 一 次のいずれかに該当すること。
- イ その年度において事業活動に伴い取り扱う第一種指定化学物質（当該年度において事業活動に伴い取り扱う製品（法第二条第五項第一号に規定する製品をいう。ロにおいて同じ。）に含有されるものを含む。）であつて、特定第一種指定化学物質（別表第一第十七号、第五十一号、第七十五号、第九十九号、第一百十二号、第二百二十号、第八十六号、第二百六号、第二百七十八号、第三百二十五号、第三百四十六号、第三百五十三号、第三百五十五号、第三百七十五号、第三百七十八号、第三百九十三号、第四百二十八号、第四百四十四号、第四百四十八号、第四百五十二号、第四百五十七号、第四百五十九号及び第四百六十四号に掲げる第一種指定化学物質をいう。ロにおいて同じ。）以外のものいづれかの質量（その第一種指定化学物質が次の（一）から（一九）までに掲げるものであるときは、当該第一種指定化学物質が含有するそれぞれ（一）から（一九）までに定める物質の質量。次条において「第一種指定化学物質」という。）が一トン以上である事業所を有していること。

- (1) 別表第一第一号に掲げる第一種指定化学物質 亜鉛
- (2) 別表第一第四十八号に掲げる第一種指定化学物質 アンチモン
- (3) 別表第一第六十二号に掲げる第一種指定化学物質 インジウム
- (4) 別表第一第五号に掲げる第一種指定化学物質 銀
- (5) 別表第一百一十一号に掲げる第一種指定化学物質 クロム
- (6) 別表第一百五十六号に掲げる第一種指定化学物質 コバルト
- (7) 別表第一百六十四号に掲げる第一種指定化学物質 シアン

- (8) 別表第一第二百七十二号に掲げる第一種指定化学物質 水銀
- (9) 別表第一第二百七十四号に掲げる第一種指定化学物質 スズ
- (10) 別表第一第二百七十六号に掲げる第一種指定化学物質 セリウム
- (11) 別表第一第二百七十七号に掲げる第一種指定化学物質 セレン
- (12) 別表第一第二百七十九号に掲げる第一種指定化学物質 タリウム
- (13) 別表第一第三百一十一号に掲げる第一種指定化学物質 テルル
- (14) 別表第一第三百十四号に掲げる第一種指定化学物質 銅
- (15) 別表第一第三百六十三号に掲げる第一種指定化学物質 バナジウム
- (16) 別表第一第四百十四号に掲げる第一種指定化学物質 ふっ素
- (17) 別表第一第四百五十八号に掲げる第一種指定化学物質 ほう素
- (18) 別表第一第四百六十五号に掲げる第一種指定化学物質 マンガン
- (19) 別表第一第五百五号に掲げる第一種指定化学物質 モリブデン

その年度において事業活動に伴い取り扱う特定第一種指定化学物質（当該年度において事業活動に伴い取り扱う製品に含有されるものを含む。）のいづれかの質量（その特定第一種指定化学物質が次の（一）から（六）までに掲げるものであるときは、当該特定第一種指定化学物質が含有するそれぞれ（一）から（六）までに定める物質の質量。次条において「特定第一種指定化学物質」という。）が〇・五トン以上である事業所を有していること。

- (1) 別表第一第九十九号に掲げる第一種指定化学物質 カドミウム
- (2) 別表第一百十二号に掲げる第一種指定化学物質 クロム
- (3) 別表第一第三百五十三号に掲げる第一種指定化学物質 鉛

- (4) 別表第一第三百五十五号に掲げる第一種指定化学物質 ニッケル
- (5) 別表第一第三百七十八号に掲げる第一種指定化学物質 砒素
- (6) 別表第一第四百四十四号に掲げる第一種指定化学物質 ベリリウム

前条第一号又は第二号に掲げる業種に属する事業を営む者にあつては、鉱山保安法（昭和二十四年法律第七十号）第十三条第一項の経済産業省令で定める施設を設置していること。

二 前条第七号に掲げる業種に属する事業を営む者にあつては、下水道終末処理施設を設置していること。

ホ 前条第二十号又は第二十一号に掲げる業種に属する事業を営む者にあつては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三十七号）第八条第一項に規定する一般廃棄物処理施設又は同法第十五条第一項に規定する産業廃棄物処理施設を設置していること。

ヘ ダイオキシン類対策特別措置法（平成十一年法律第五十五号）第二条第二項に規定する特定施設を設置していること。

二 常時使用する従業員の数が二十一人以上であること。

（法第二条第五項第一号の政令で定める要件）
第五条 法第二条第五項第一号の政令で定める要件は、当該製品の質量に対するいづれかの第一種指定化学物質の割合が一パーセント以上であり、又はいづれかの特定第一種指定化学物質の割合が〇・一パーセント以上である製品であつて、次の各号のいづれにも該当しないものであることとする。

- 一 事業者による取扱いの過程において固体以外の状態にならず、かつ、粉状又は粒状にならない製品
- 二 第一種指定化学物質が密封された状態で取り扱われる製品
- 三 主として一般消費者の生活の用に供される製品
- 四 再生資源（資源の有効な利用の促進に関する法律（平成三年法律第四十八号）第二条第四項に規定する再生資源をいう。次条第四号において同じ。）

（法第二条第六項の政令で定める要件）
第六条 法第二条第六項の政令で定める要件は、当該製品の質量に対するいずれかの第二種指定化学物質の質量の割合が一パーセント以上である製品であつて、次の各号のいずれにも該当しないものであることとする。

- 一 事業者による取扱いの過程において固体以外の状態にならず、かつ、粉状又は粒状にならない製品
- 二 第二種指定化学物質が密封された状態で取り扱われる製品
- 三 主として一般消費者の生活の用に供される製品
- 四 再生資源

（審議会等で政令で定めるもの）
第七条 法第十八条の審議会等で政令で定めるものは、次の表の上欄に掲げる大臣ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

厚生労働大臣	薬事審議会
経済産業大臣	化学物質審議会
環境大臣	中央環境審議会

（手数料の額等）
第八条 法第十九条の手数料（以下この条において単に「手数料」という。）の額は、次の各号に掲げる開示の実施の方法に依り、それぞれ当該各号に定める額とする。

- 一 用紙に出力したものの交付 用紙一枚につき二十円
- 二 電磁的記録媒体（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。）に複写したものの交付 一個につき二百円に〇・五メガバイトまでごと二百六十円（法第十條第二項に規定する開示請求（以下「開示請求」という。）に係る年度のファイル記録事項の全てを複写したものの交付をする場合にあっては、二百メガバイトまでごと）に九百円を加えた額

三 電子情報処理組織（主務大臣の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この号において同じ。）と開示を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して開示を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに複写させる方法（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平

成十四年法律第五十一号）第六條第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用し開示請求があつた場合に限る。）一件につき百円に〇・五メガバイトまでごとに二百四十円（開示請求に係る年度のファイル記録事項の全てを複写させる場合にあっては、二百メガバイトまでごと）に八百八十円を加えた額

手数料は、法第十條第二項各号に掲げる事項を記載した書面に収入印紙を貼つて納付しなければならない。ただし、主務省令で定める場合には、現金をもって納めることができる。

3 ファイル記録事項の開示を受ける者は、手数料のほか送付に要する費用を納付して、ファイル記録事項の写しの送付を求め、郵便切手又は主務大臣が定めるこれに類する証票で納付しなければならない。

（磁気ディスクによる届出又は請求の方法）
第九條 磁気ディスク（法第二十条第一項に規定する磁気ディスクをいう。以下同じ。）により法第五條第二項の規定による届出又は法第六條第一項若しくは第八項の請求（以下この条において「届出等」という。）をしようとする者は、主務省令で定めるところにより、当該届出等に係る事項を記録した磁気ディスクを、法第五條第二項の規定による届出にあっては都道府県知事に、法第六條第一項又は第八項の請求にあっては主務大臣にそれぞれ提出しなければならない。

（磁気ディスクによる開示の方法）
第十條 主務大臣は、磁気ディスクにより法第十條の規定による開示を行うときは、開示請求をした者に対し、ファイル記録事項のうち、当該開示請求に係る事項を磁気ディスクに複写したものの交付をしなければならない。

（施行期日）
第一條 この政令は、法の施行の日（平成十二年三月三十日）から施行する。

（経過措置）
第二條 法附則第一條第三号に掲げる規定の施行の日から起算して二年を経過する日までの間においては、第四條第一号中「一トン」とあるのは、「五トン」とする。

附則（平成一二年六月七日政令第三一三号）抄

（施行期日）
第一條 この政令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

附則（平成一三年三月二日政令第五六号）抄
（施行期日）
第一條 この政令は、平成十三年四月一日から施行する。

附則（平成一三年二月二日政令第四四一号）
この政令は、法附則第一條第三号に掲げる規定（第五條第一項の規定を除く。）の施行の日（平成十四年一月十二日）から施行する。

附則（平成一四年二月一八日政令第三八六号）抄
（施行期日）
第一條 この政令は、平成十五年四月一日から施行する。

附則（平成一五年一月三一日政令第二八号）抄
（施行期日）
第一條 この政令は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行の日（平成十五年二月三日）から施行する。

附則（平成一六年三月一九日政令第四七号）
この政令は、平成十六年三月二十九日から施行する。

附則（平成一六年一〇月二七日政令第三二八号）
（施行期日）
第一條 この政令は、平成十七年四月一日から施行する。

（経過措置）
第二條 この政令の施行前に改正前のそれぞれの政令の規定により経済産業局長がした許可、認可その他の処分（鉱山保安法及び経済産業省設置法の一部を改正する法律第二條の規定による改正前の経済産業省設置法（平成十一年法律第九十九号）以下「旧経済産業省設置法」という。）第十二條第二項に規定する経済産業省の所掌事務のうち旧経済産業省設置法第四條第一項第五十九号に掲げる事務に関するものに限る。以下「処分等」という。）は、それぞれの経済産業局長の管轄区域を管轄する産業保安監督部長がした処分等とみなし、この政令の施行

前に改正前のそれぞれの政令の規定により経済産業局長に対してした申請、届出その他の行為（旧経済産業省設置法第十二條第二項に規定する経済産業省の所掌事務のうち旧経済産業省設置法第四條第一項第五十九号に掲げる事務に関するものに限る。以下「申請等」という。）は、それぞれの経済産業局長の管轄区域を管轄する産業保安監督部長に対してした申請等とみなす。

附則（平成二〇年一月二二日政令第三五六号）
（施行期日）
1 この政令は、平成二十一年十月一日から施行する。
（経過措置）
2 この政令による改正後の特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令の規定は、平成二十二年以降において把握すべき特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律第五條第一項に規定する第一種指定化学物質の排出量及び移動量（以下「排出量等」という。）並びに平成二十三年以降において届け出るべき排出量等について適用し、平成二十一年度において把握すべき排出量等及び平成二十二年度において届け出るべき排出量等については、なお従前の例による。

附則（令和元年六月二八日政令第四四号）抄
（施行期日）
第一條 この政令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

附則（令和元年二月一三日政令第一八三号）抄
（施行期日）
第一條 この政令は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（次条において「改正法」という。）の施行の日（令和元年十二月十六日）から施行する。

附則（令和三年一〇月二〇日政令第二八八号）
（施行期日）

1 この政令は、令和五年四月一日から施行する。
 (経過措置)

2 この政令による改正後の特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令の規定は、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律第五條第二項の規定に基づき令和六年度以降において届けるべき同条第一項に規定する第一種指定化学物質の排出量及び移動量(以下「排出量等」という。)について適用し、同条第二項の規定に基づき令和五年度において届けるべき排出量等については、なお従前の例による。

附 則 (令和五年二月二七日政令第三八二号)

この政令は、公布の日の翌日から施行する。
附 則 (令和六年三月二九日政令第一〇二号) 抄

第一条 この政令は、令和六年四月一日から施行する。
 (業事・食品衛生審議会への意見の聴取に関する経過措置)

第二条 この政令の施行前に化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(昭和四十八年法律第十七号)第五十六条、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第十七条第五項、第二十九条第五項、第四十一条第五項、第六十六条第四項及び第二百一十條第四項、資源の有効な利用の促進に関する法律(平成三年法律第四十八号)第二十三条第三項、第二十五条第三項及び第三十三条第三項、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(平成七年法律百十二号)第七條の七第三項、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(平成十一年法律第八十六号)第十八条並びにプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律(令和三年法律第六十号)第四十六条第五項の規定に基づき業事・食品衛生審議会に対して行われた意見の聴取は、この政令の施行後は、業事審議会に対して行われたものとみなす。

別表第一 (第一条、第四条関係)

- 一 亜鉛の水溶性化合物
- 二 亜鉛ピレス(二)メチルプロパー二エノアート)

- 三 アクリルアミド
- 四 アクリル酸エチル
- 五 アクリル酸二エチルヘキシル
- 六 アクリル酸及びその水溶性塩
- 七 アクリル酸二(ジメチルアミノ)エチル
- 八 アクリル酸重合体
- 九 アクリル酸ブチル
- 十 アクリル酸メチル
- 十一 アクリロニトリル
- 十二 アクロレイン
- 十三 アジピン酸、(N-二)アミノエチルエタン-1,2-ジアミン又はN・N、-ビス(二)アミノエチル)エタン-1,2-ジ(アミン)と二(クロロメチル)オキシランの重合化合物
- 十四 アジピン酸ジ(二)エチルヘキシル
- 十五 アセチルアセトン
- 十六 1-アセチル-2,3,4-トリヒドロ-3-(3-ピリジルメチル)アミノ-1,2-エチレンジアミン(トリフルオロメチル)エチル)キノリン-2-オン(別名ピリフルキナゾン)
- 十七 アセトアルデヒド
- 十八 アセトキシアノヒドリン
- 十九 アセナフテン
- 二十 アニリン
- 二十一 2-アミノエタノール
- 二十二 5-アミノ-4-クロロ-2-フェニルピリダジン-3-(2H)-オン(別名クロリダジン)
- 二十三 5-アミノ-2,6-ジクロロ-4-(トリフルオロメチル)フェニル-3-シアノ-4-(トリフルオロメチル)スルフィニル)ピラゾール(別名フィプロニル)
- 二十四 オルト-アミノフェノール
- 二十五 パラ-アミノフェノール
- 二十六 4-アミノ-6-ターシャリブチル-3-メチルチオール-2,4-トリアジン-5-(4H)-オン(別名メトリブジン)
- 二十七 4-アミノ-3-メチル-6-フェニル-2,4-トリアジン-5-(4H)-オン(別名メタミトロン)
- 二十八 アリルアルコール
- 二十九 1-アリルオキシ-2,3-エポキシプロパン

- 三十 3-アリルオキシ-2-ベンゾインチアゾール-1-ジオキシド(別名プロベナゾール)
- 三十一 4-アリル-2-ジメトキシベンゼン
- 三十二 アリルヘキサノアト
- 三十三 アリルヘプタノアト
- 三十四 アルカノール(炭素数が十のものに限る。)(別名デカノール)
- 三十五 「(3-アルカンアミドプロピル)」、(ジメチル)アンモニオ)アセタート(アルカンの構造が直鎖であり、かつ、当該アルカンの炭素数が八、十、十二、十四、十六又は十八のもの及びその混合物に限る。)(Z)-「(2-オクタデカ-9-エンアミド)」「(2-オクタデカ-9-エンアミド)アセタート並びにこれらの混合物
- 三十六 「(3-アルカンアミドプロピル)」、(メチル)「(アルカノールオキシ)エチル」アンモニウムクロリド(アルカン及びアルカノールの構造が直鎖であり、かつ、当該アルカン及び当該アルカノールのそれぞれの炭素数が十四、十六又は十八のもの及びその混合物に限る。)
- 三十七 アルカン-1-アミン(アルカンの構造が直鎖であり、かつ、当該アルカンの炭素数が八、十、十二、十四、十六又は十八のもの及びその混合物に限る。)(Z)-オクタデカ-9-エン-1-アミン及び(9Z-1,2)-オクタデカ-9-1,2-ジエン-1-アミン並びにこれらの混合物
- 三十八 アルカン-1-アミン(アルカンの構造が直鎖であり、かつ、当該アルカンの炭素数が八、十、十二、十四、十六又は十八のもの及びその混合物に限る。)(Z)-オクタデカ-9-エン-1-アミン(アルカン重付加物及び(9Z-1,2)-オクタデカ-9-1,2-ジエン-1-アミンのオキシラン重付加物及び(9Z-1,2)-オクタデカ-9-1,2-ジエン-1-アミンのオキシラン重付加物の混合物
- 三十九 アルファ-アルキルオメガ-ヒドロキシポリ(オキシエタン-1,2-ジイル)(アルキル基の炭素数が十六から十八までのもの及びその混合物であって、数平均分子量が千未満のものに限る。)(Z)-オクタデカ-9-エン-1-アミン(アルカン重付加物及び(9Z-1,2)-オクタデカ-9-1,2-ジエン-1-アミンのオキシラン重付加物の混合物)炭素数が十六から十八までのもの及びその混

- 四十 アルファ-アルキルオメガ-ヒドロキシポリ(オキシエタン-1,2-ジイル/オキシ(メチルエタン-1,2-ジイル)) (アルキル基の構造が分枝であり、かつ、当該アルキル基の炭素数が九から十一までのものの混合物(当該アルキル基の炭素数が十のもの)を主成分とするものに限る。)
- 四十一 アルファ-アルキルオメガ-ヒドロキシポリ(オキシエチレン) (アルキル基の炭素数が九から十一までのもの及びその混合物であって、数平均分子量が千未満のものに限る。)
- 四十二 アルキルフェノール (アルキル基の炭素数が九のものに限る。)
- 四十三 パラ-アルキルフェノール (アルキル基の炭素数が八のものに限る。)
- 四十四 アルキル(ベンジル) (ジメチル)アンモニウム塩 (アルキル基の炭素数が十二から十六までのもの及びその混合物に限る。)
- 四十五 直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩 (アルキル基の炭素数が十から十四までのもの及びその混合物に限る。)
- 四十六 アルミニウムトリリス(エチル)ホスホナート) (別名ホセチル又はホセチルアルミニウム)
- 四十七 安息香酸ベンジル
- 四十八 アンチモン及びその化合物
- 四十九 アントラセン
- 五十 アントラセン-9,10-ジオン(別名アントラキノン)
- 五十一 石綿
- 五十二 アルファ-イソシアナトベンジル-オメガ-イソシアナトフェニル)ポリ(イソシアナトフェニレン)メチレン」
- 五十三 3-イソシアナトメチル-3,5,5-トリメチルシクロヘキシルイソシアネート
- 五十四 イソブレン
- 五十五 4,4'-イソプロピリデンジフェニール(別名ビスフェノールA)
- 五十六 イソプロピル-3-クロロカルバニラート(別名クロロプロファミ又はIPC)
- 五十七 3-(4-イソプロピルフェニル)-2-メチルプロパニール

五十八 四―イソプロピル―三―メチルフェノール
 五十九 イソプロピル₂―二―(四―メトキシビフェニル―三―イル)ヒドラジノホルマート(別名ビフェナゼート)
 六十 三―イソプロポキシ―二―トリフルオロメチルベンズアニリド(別名フルトラニル)
 六十一 一・一・一―(イミノジオクタメチレン)ジグアニジン₂トリアセタート(別名イミノクタジン酢酸塩)
 六十二 インジウム及びその化合物
 六十三 エチリデンノルボルネン
 六十四 エチル₂―二―(四―(六―クロロ―二―キノキサリニルオキシ)フェノキシ)プロピオナート(別名キサロホップエチル)
 六十五 エチルシクロヘキサノール
 六十六 五―エチル―五・八―ジヒドロ―八―オキソ―「一・三」ジオキソロ「四・五」gキノリン―七―カルボン酸(別名オキソリニク酸)
 六十七 N―エチル―N・N―ジメチルテトラデカン―一―アミノウムの塩
 六十八 O―エチル₂O―(六―ニトロローメタ―トリル)セカンダリーブチルホスホルアミドチオアート(別名ブタミホス)
 六十九 O―エチル₂O―四―ニトロフェニル₂フエニルホスチオアート(別名E P N)
 七十 N―(一―エチルプロピル)―二・六―ジニトロ―三・四―キシリジン(別名ペンデイメタリン)
 七十一 S―エチル₂ヘキサヒドロ―一H―アゼピン―一―カルボチオアート(別名モリネート)
 七十二 エチル₂(Z)―三―「N―ベンジル―N」メチル(二―メチルチオエチリデンアミノオキシカルボニル)アミノ「チオ」アミノ」プロピオナート(別名アラニカルブ)
 七十三 エチルベンゼン
 七十四 O―エチル₂S―一―メチルプロピル₂(二―オキソ―三―チアゾリジン)ホスチオアート(別名ホスチアゼート)
 七十五 エチレンオキシド
 七十六 エチレングリコールモノエチルエーテル

七十七 エチレングリコールモノブチルエーテル(別名ブチルセロソルブ)
 七十八 エチレングリコールモノメチルエーテル
 七十九 エチレンジアミン
 八十 エチレンジアミン四酢酸並びにそのカリウム塩及びナトリウム塩
 八十一 N・N、―エチレンビス(ジチオカルバミン酸)マンガン(別名マンネブ)
 八十二 N・N、―エチレンビス(ジチオカルバミン酸)マンガンとN・N、―エチレンビス(ジチオカルバミン酸)亜鉛の錯化合物(別名マンコゼブ又はマンゼブ)
 八十三 一・一・一―エチレン―二・二・二―ピピリジニウム₂ジプロミド(別名ジクアトジプロミド又はジクワット)
 八十四 (四―エトキシフェニル)「三」(四―フルオロ―三―フェノキシフェニル)プロピル」ジメチルシラン(別名シラフルオフェン)
 八十五 二―(四―エトキシフェニル)―二―メチルプロピル₂三―フェノキシベンジルエーテル(別名エトフェリンプロククス)
 八十六 エピクロロヒドリン
 八十七 一・二―エポキシブタン
 八十八 一・二―エポキシプロパン(別名酸化プロピレン)
 八十九 塩化パラフィン(炭素数が十から十三までのもの及びその混合物に限る。)
 九十 塩化直鎖パラフィン(炭素数が十四から十七までのもの及びその混合物に限る。)
 九十一 塩素酸並びにそのカリウム塩及びナトリウム塩
 九十二 オキサシクロヘキサデカン―二―オン
 九十三 四・四、―オキシビスベンゼンスルホニルヒドラジド
 九十四 一―オクタノール
 九十五 オクタプロモジフェニルエーテル
 九十六 オクタメチルシクロテトラシロキサソ
 九十七 過塩素酸並びにそのアンモニウム塩、カリウム塩、ナトリウム塩、マグネシウム塩及びリチウム塩
 九十八 過酢酸
 九十九 カドミウム及びその化合物
 百 一 二・四―キシレノール
 百 二 二・六―キシレノール

百三 キシレン
 百四 キノリン
 百五 銀及びその水溶性化合物
 百六 クメン
 百七 グリオキサール
 百八 グリホサート並びにそのアンモニウム塩、イソプロピルアミン塩、カリウム塩及びナトリウム塩
 百九 グルタルアルデヒド
 百十 クレゾール
 百十一 クロム及び三価クロム化合物
 百十二 六価クロム化合物
 百十三 クロロアミン
 百十四 一―(二―クロロイミダズ)「二・二」aピリジン―三―イルスルホニル)―三―(四・六―ジメトキシピリミジン―二―イル)尿素(別名イマソスルフロニル)
 百十五 二―クロロ―四―エチルアミノ―六―イソプロピルアミノ―一・三・五―トリアジン(別名アトラジン)
 百十六 二―(四―クロロ―六―エチルアミノ)―一・三・五―トリアジン―二―イル)アミノ―二―メチルプロピオニトリル(別名シアナジン)
 百十七 四―クロロ―三―エチル―一―メチル―N―「四」(パラトリルオキシ)ベンジル」ピラゾール―五―カルボキサミド(別名トルフェンピラド)
 百十八 二―クロロ―二―エチル―N―(二―メトキシ―一―メチルエチル)―六、―メチルアセトアニリド(別名メトラクロール)
 百十九 二―クロロ―二、―エチル―N―(一―S)―二―メトキシ―一―メチルエチル)―一六、―メチルアセトアニリドの混合物(二―クロロ―二、―エチル―N―「(一S)―二―メトキシ―一―メチルエチル」―二、―メチルエチル)―一六、―メチルアセトアニリドの混合物(二―クロロ―二、―エチル―N―「(一S)―二―メトキシ―一―メチルエチル」―一六、―メチルアセトアニリドの含有率が八十重量パーセント以上のものに限る。)(別名S―メトラクロール)
 百二十 クロロエチレン(別名塩化ビニル)
 百二十一 三―クロロ―N―(三―クロロ―五―トリフルオロメチル―二―ピリジル)―アルファ―アルファ―アルファ―トリフルオロ―二・六―ジニトロ―パラ―トリイジン(別名フルアジナム)

百二十二 一―「二」(二―クロロ―四―(四―クロロフェノキシ)フェニル)―四―メチル―一・三―ジオキサラン―二―イル)メチル)―一H―一・二・四―トリアゾール(別名ジフェノコナゾール)
 百二十三 クロロ酢酸
 百二十四 二―クロロ―二・六、―ジエチル―N―(二―プロポキシエチル)アセトアニリド(別名プレチラクロール)
 百二十五 二―クロロ―二・六、―ジエチル―N―(メトキシメチル)アセトアニリド(別名アラクロール)
 百二十六 三―(四―クロロ―五―シクロペンチルオキシ―二―フルオロフェニル)―五―イソプロピリデン―一・三―オキサゾリジン―二・四―ジオン(別名ベントキサゾン)
 百二十七 五―クロロ―二―(二・四―ジクロロフェノキシ)フェノール(別名トリクロサロ)
 百二十八 (RS)―五―クロロ―N―(一・三―ジヒドロ―一・一・三―トリメチルイソペンゾフラン―四―イル)―一・三―ジメチル―一H―ピラゾール―四―カルボキサミド(別名フラメトピル)
 百二十九 一―クロロ―一・一―ジフルオロエタン(別名HCF₂―一四二b)
 百三十 クロロジフルオロメタン(別名HCF₂ C―一三)
 百三十一 三、―クロロ―四、―ジメチル―一・二・三―チアゾール―五―カルボキサニリド(別名チアジニル)
 百三十二 (RS)―二―クロロ―N―(二・四―ジメチル―三―チエニル)―N―(二・二―メトキシ―一―メチルエチル)アセトアミド(別名ジメテナミド)
 百三十三 (S)―二―クロロ―N―(二・四―ジメチル―三―チエニル)―N―(二・二―メトキシ―一―メチルエチル)アセトアミド(別名ジメテナミドP)
 百三十四 三―クロロ―N―(四・六―ジメトキシピリミジン―二―イルカルバモイル)―一―メチル―四―(五―メチル―五・六―ジヒドロ―一・四―二―ジオキサジン―三―イル)ピラゾール―五―スルホンアミド(別名メタゾスフロニル)
 百三十五 三―(二―クロロ―一・三―チアゾール―五―イルメチル)―五―メチル―N―

ニトロー一・三・五―オキサジアジナン―四
 イミン (別名チアマトキサム)
 百三十六 (E) ―― (ニ―クロロー一・三
 ―チアゾール―五―イルメチル) ――三―メチ
 ル―ニトログアニジン (別名クロチアニ
 ジン)
 百三十七 ニ―クロロー一・一・一―ニ―テト
 ラフルオロエタン (別名HCF₃―二―二四)
 百三十八 クロロトリフルオロエタン (別名H
 CFC―一―三三)
 百三十九 (RS) ―― (四―クロローオル
 ト―トリロオキシ) プロピオン酸 (別名メコ
 プロップ)
 百四十 ニ―クロロー四・六―ビス (エチルア
 ミノ) ――三・五―トリアジン (別名シマ
 ジン又はCAT)
 百四十一 トランス―N― (六―クロロー三―
 ピリジルメチル) ――N―シアノ―N―メチ
 ルアセトアミジン (別名アセタミプリド)
 百四十二 ―― (六―クロロー三―ピリジルメ
 チル) ――N―ニトロイミダゾリジン―ニ―イ
 リデンアミン (別名イミダクロプリド)
 百四十三 ―― (六―クロロピリジン―三―イ
 ルメチル) ――三―チアゾリジン―ニ―イ
 リデンシアナミド (別名チアクロプリド)
 百四十四 四― (ニ―クロロフェニル) ――N―
 シクロヘキシル―N―エチル―四・五―ジヒ
 ドロ―五―オキソ―H―テトラゾール―
 ―カルボキサミド (別名フェントラザミド)
 百四十五 (RS) ――パラ―クロロフェニ
 ル―四・四―ジメチル―三― (H―
 二・四―トリアゾール―イルメチル) ペ
 ンタン―三―オール (別名テブコナゾール)
 百四十六 パラ―クロロフェノール
 百四十七 三―クロロプロペン (別名塩化アリ
 ル)
 百四十八 ―― (ニ―クロロベンジル) ――三―
 (ニ―メチル―フェニルエチル) 尿素
 (別名キミルロン)
 百四十九 クロロベンゼン
 百五十 クロロペンタフルオロエタン (別名C
 FC―一―一五)
 百五十一 クロロホルム
 百五十二 ニ― (ニ―クロロー四―メシル―三
 ― (テトラヒドロフラン―ニ―イルメトキ
 シ)メチル)ベンゾイル)シクロヘキサ―
 一・三―ジオン (別名テフリルトリオン)

百五十三 三― (ニ―クロロー四―メシルベン
 ゾイル) ――四―フェニルスルファニルビシク
 ロ―三・二・一)オクタ―三―エン―ニ―オ
 ン (別名ベンゾビシクロン)
 百五十四 クロロメタン (別名塩化メチル)
 百五十五 (E) ―― (ニ―クロロー五―
 ― (六―メチルピリジン―ニ―イルメト
 キシイミノ)エチル)ベンジル)カルバミン
 酸メチル (別名ピリベンカルブ)
 百五十六 コバルト及びその化合物
 百五十七 酢酸ニ―エトキシエチル (別名エチ
 レングリコールモノエチルエーテルアセテ
 ー)
 百五十八 酢酸ビニル
 百五十九 酢酸ヘキシル
 百六十 酢酸ニ―メトキシエチル (別名エチレ
 ングリコールモノメチルエーテルアセテ
 ー)
 百六十一 サリチル酸メチル
 百六十二 トランス― (ニ―シアノ―ニ―
 メトキシイミノアセチル) ――三―エチル尿素
 (別名シモキサニル)
 百六十三 四・四―ジアミノジフェニルエー
 テル
 百六十四 無機シアン化合物 (錯塩及びシアン
 酸塩を除く)
 百六十五 ジイソプロピルナフタレン
 百六十六 ジエタノールアミン
 百六十七 O―ニ―エチルアミノ―六―メチ
 ルピリミジン―四―イル||O・O―ジメチル
 ||ホスホロチオアート (別名ピリミホスメチ
 ル)
 百六十八 N・N―ジエチルチオカルバミン酸
 S―四―クロロベンジル (別名チオベンカル
 プ又はベンチオカーブ)
 百六十九 N・N―ジエチル―三― (ニ・四・
 一―トリメチルフェニルスルホニル) ――H
 ー・二・四―トリアゾール―カルボキ
 サミド (別名カフェンストール)
 百七十 ジエチレンジグリコールモノブチルエー
 テル
 百七十一 四塩化炭素
 百七十二 一・四―ジオキサシクロヘプタデカ
 ン―五・一七―ジオン
 百七十三 一・四―ジオキサソ
 百七十四 一・三―ジカルバモイルチオ―二―
 (N・N―ジメチルアミノ)―プロパン (別
 名カルタツブ)

百七十五 シクロヘキサ―一―エン―一・二―
 ジカルボキシイミドメチル|| (ニRS) ―シ
 ストランス―二・二―ジメチル―三― (ニ
 ―メチルプロパー―エニル)シクロプロパ
 ンカルボキシラート (別名テトラメトリン)
 百七十六 シクロヘキサソ
 百七十七 シクロヘキシリデン (フェニル) ア
 セトニトリル
 百七十八 シクロヘキシルアミン
 百七十九 シクロヘキセン
 百八十 ジクロロアニリン
 百八十一 一・二―ジクロロエタン
 百八十二 一・一―ジクロロエチレン (別名塩
 化ビニリデン)
 百八十三 一・二―ジクロロエチレン
 百八十四 四・五―ジクロローニ―オクチルイ
 ソチアゾール―三 (二H) ―オン
 百八十五 三・四―ジクロローニ―シアノ―
 一・二―チアゾール―五―カルボキサニリド
 (別名イソチアニル)
 百八十六 三・三、―ジクロロー四・四、―ジ
 アミノジフェニルメタン
 百八十七 ジクロロジフルオロメタン (別名C
 FC―一―二)
 百八十八 三・五―ジクロローN― (一・一―
 ジメチル―ニ―プロピニル)ベンズアミド
 (別名プロピザミド)
 百八十九 ジクロロテトラフルオロエタン (別
 名CFC―一―四)
 百九十 二・二―ジクロロー一・一―トリ
 フルオロエタン (別名HCF₂―二―三)
 百九十一 二・二・四―ジクロローアルファ・ア
 ルファ・アルファ―トリフルオロー四、―ニ
 トロ―メタ―トルエンスルホンアニリド (別
 名フルスルファミド)
 百九十二 O― (二・六―ジクロローパラト
 ー) ||O・O―ジメチル||ホスホロチオア
 ート (別名トルクロホスメチル)
 百九十三 二― (四) (二・四―ジクロローメ
 タ―トルオイル) ――三―ジメチル―五―
 ピラゾリルオキシ) ――四―メチルアセトフェ
 ノン (別名ベンゾフェナツブ)
 百九十四 三― (三・五―ジクロロフェニル)
 ―N―イソプロピル―二・四―ジオクソイミ
 ダゾリジン―カルボキサミド (別名イブ
 ロジオン)
 百九十五 一― (二・四―ジクロロフェニル)
 ―N― (二・四―ジフルオロフェニル) ―N

―イソプロピル―五―オキソ―四・五―ジヒ
 ドロ―H―一・二・四―トリアゾール―四
 ―カルボキサミド (別名イブフェンカルバツ
 ン)
 百九十六 N― (三・五―ジクロロフェニル)
 ー・ニ―ジメチルシクロプロパン―一・二
 ージカルボキシミド (別名プロシミドン)
 百九十七 三― (三・四―ジクロロフェニル)
 ー・一―ジメチル尿素 (別名ジウロン又は
 DCMU)
 百九十八 (ニRS・四RS) ―― (ニ―
 (二・四―ジクロロフェニル) ―四―プロピ
 ル―一・三―ジオキソラン―ニ―イルメチ
 ル) ――H―一・二・四―トリアゾール及び
 (ニRS・四SR) ―― (ニ― (二・四―
 ジクロロフェニル) ―四―プロピル―一・三
 ージオキソラン―ニ―イルメチル) ――H―
 ー・二・四―トリアゾールの混合物 (別名ブ
 ロピコナゾール)
 百九十九 三― (三・五―ジクロロフェ
 ニル) ――メチルエチル) ―三・四―ジヒ
 ドロ―六―メチル―五―フェニル―二H―
 ー・三―オキサジン―四―オン (別名オキサ
 ジクロメホン)
 二百 三― (三・四―ジクロロフェニル) ―
 ーメトキシ―メチル尿素 (別名リニユロ
 ン)
 二百一 二・四―ジクロロフェノキシ酢酸 (別
 名二・四―D又は二・四―PA)
 二百二 一・一―ジクロロー―フルオロエタ
 ン (別名HCF₂―一―四b)
 二百三 二・三―ジクロローN―四―フルオロ
 フェニルマレイミド (別名フルオルイミド)
 二百四 ジクロロフルオロメタン (別名HCF
 C―一―二)
 二百五 一・三―ジクロローニ―プロパノール
 二百六 一・二―ジクロロプロパン
 二百七 一・三―ジクロロプロペン (別名D
 D)
 二百八 ジクロロベンゼン
 二百九 二― (四) (二・四―ジクロロベン
 ザイル) ――一・三―ジメチル―五―ピラゾリ
 ルオキシ)アセトフェノン (別名ピラゾキシ
 フェン)
 二百十 四― (二・四―ジクロロベンゾイル)
 ー・三―ジメチル―五―ピラゾリル||四―
 トルエンスルホナート (別名ピラゾレート)

二百一十一 二・六―ジクロロベンゾニトリル
 (別名ジクロロベンル又はDBN)
 二百一十二 ジクロロペンタフルオロプロパン
 (別名H₂CF₂―二二五)
 二百一十三 ジクロロメタン (別名塩化メチレ
 ン)
 二百一十四 二―(二・四―ジクロロ―三―メチ
 ルフェノキシ)プロピオンアニリド (別名ク
 ロメプロップ)
 二百一十五 二・三―ジシアノ―一・四―ジチア
 アントラキノン (別名ジチアノン)
 二百一十六 N―ジシクロヘキシルアミン
 二百一十七 ジシクロペンタジエン
 二百一十八 一・三―ジチオラン―二―イリデン
 マロン酸ジイソプロピル (別名イソプロチオ
 ラン)
 二百一十九 ジチオリン酸O―二・四―ジクロ
 フェニルO―エチル―S―プロピル (別名
 プロチオホス)
 二百二十 ジチオリン酸S―(二・三―ジヒド
 ロ―五―メトキシ―二―オキソ―一・三・四
 ―チアゾール―三―イル)メチル―O・
 O―ジメチル (別名メチダチオン又はDMT
 P)
 二百二十一 ジチオリン酸O・O―ジメチル―
 S―一・二―ビス(エトキシカルボニル)エ
 チル (別名マラソン又はマラチオン)
 二百二十二 ジチオリン酸O・O―ジメチル―
 S―(N―メチルカルバモイル)メチル
 (別名ジメトエート)
 二百二十三 (三R・四S・五S・六R・七
 R・九R・一―R・二R・一三S・一四
 R)―四―(二・六―ジデオキシ―三―C
 ―メチル―三―O―メチル―アルファ―L―
 リボ―ヘキソピラノシル)オキシ―一―四―
 エチル―二・一―三―ジヒドロキシ―七―メ
 トキシ―三・五・七・九・一―一―三―ヘキ
 サメチル―六―(三・四・六―トリデオキ
 シ―三―(ジメチルアミノ)―ベータ―D―
 キシロー―ヘキソピラノシル)オキシ―オキサ
 シクロテトラデカン―二・一―O―ジオン (別
 名クラリスロマイシン)
 二百二十四 ジデシル(ジメチル)アンモニウ
 ムの塩
 二百二十五 四ナトリウムII五・八―ビス(カ
 ルボジチオアト)―二・五・八・一―一―四
 ―ペンタアザペンタデカンビス(ジチオア
 ト)

二百二十六 ジナトリウムII二・二―一―ビニレ
 ンビス「五―(四―モルホリノ―六―アニリ
 ノ―一・三・五―トリアジン―二―イルアミ
 ノ)ペンゼンスルホナート」(別名CIフル
 オレスセント二百六十)
 二百二十七 ジニトロトルエン
 二百二十八 二・四―ジニトロフェノール
 二百二十九 ジフェニルアミン
 二百三十 五・五―ジフェニル―二・四―イミ
 ダゾリジンジオン
 二百三十一 N―ジブチルアミノチオ―N―メ
 チルカルバミン酸二・三―ジヒドロ―二・二
 ―ジメチル―七―ペンゾ「b」フラニル(別
 名カルボスルファン)
 二百三十二 二・六―ジターシャリーブチル
 ―四―クレゾール
 二百三十三 四―(二・二―ジフルオロ―一・
 三―ペンゾジオキソール―四―イル)―H
 ジピロール―三―カルボニトリル (別名フル
 ジオキソニル)
 二百三十四 N・N―ジプロピルチオカルバミ
 ン酸II―ペンジル (別名プロスルホカル
 プ)
 二百三十五 一・二―ジプロモエタン (別名二
 臭化エチレン又はEDB)
 二百三十六 ジプロモクロメタン
 二百三十七 二・二―ジプロモ―二―シアノア
 セトアミド
 二百三十八 ジプロモテトラフルオロエタン
 (別名ハロン―二四〇二)
 二百三十九 二・六―ジプロモ―二―メチ
 ル―四―トリフルオロメトキシ―四―トリ
 フルオロメチル―一・三―チアゾール―五―
 カルボキサニリド (別名チフルザミド)
 二百四十 ジベンジルエーテル
 二百四十一 (RS)―O・S―ジメチルIIア
 セチルホスホルアミドチオアト (別名アセ
 フェート)
 二百四十二 N・N―ジメチルアセトアミド
 二百四十三 五―ジメチルアミノ―一・二・三
 ―トリチアン (別名チオシクラム)
 二百四十四 (四S・四aR・五S・五aR・
 六S・一―aS)―四―(ジメチルアミノ)
 ―三・五・六・一〇・一二・一二a―ヘキサ
 ヒドロキシ―六―メチル―一・一―ジオキ
 二―a―オクタヒドロテトラセニ―二―カルボ
 キサミド (別名オキシテトラサイクリン)

二百四十五 ジメチルアミン
 二百四十六 三―(三・三―ジメチルウレイ
 ド)フェニルIIターシャリーブチルカルバマ
 ート (別名カルブチレート)
 二百四十七 (二E)―三・七―ジメチルオク
 タ―二・六―ジエニルIIアセトアト (別名酢
 酸ゲラニル)
 二百四十八 N・N―ジメチルオクタデシルア
 ミン
 二百四十九 三・七―ジメチルオクタニ―三―
 オール
 二百五十 ジメチルジスルフィド
 二百五十一 二・二―ジメチル―二・三―ジヒ
 ドロ―一―ペンソフラン―七―イルII N
 「N」(二―エトキシカルボニルエチル)―N
 ―イソプロピルスルフェナモイル―N
 メチルカルバマート (別名ベンフラカルプ)
 二百五十二 N・N―ジメチルデシルアミン
 二百五十三 N・N―ジメチルデシルアミン
 II N―オキシド
 二百五十四 ジメチルII二・二―トリクロ
 ロー―ヒドロキシエチルホスホナート (別
 名トリクロホン又はDEP)
 二百五十五 一・一―ジメチル―四・四―
 ビピリジニウムIIジクロリド (別名パラコ
 ト又はパラコートジクロリド)
 二百五十六 ジメチル(二―フェニルエチル
 ベンゼン)
 二百五十七 ジメチルII四・四―(オルト―
 フェニレン)ビス(三―チオアロファナー
 ト) (別名チオファネートメチル)
 二百五十八 三・三―ジメチルブタン酸II三―
 メシチル―二―オキソ―一―オキサスピロ
 「四・四」ノナー―三―エン―四―イル (別名
 スピロメシフェン)
 二百五十九 (RS)―N―(二―(一・三―
 ジメチルブチル)―三―チエニル)―一―メ
 チル―三―(トリフルオロメチル)―H
 ビラゾール―四―カルボキサミド (別名ベン
 チオビラド)
 二百六十 N―(一・三―ジメチルブチル)―
 N―フェニル―パラフェニレンジアミン
 二百六十一 二・一―(RS)―一・三―ジメ
 チルブチル―五―フルオロ―一・三―ジメ
 チルビラゾール―四―カルボキサニリド (別
 名ベンフルフェン)
 二百六十二 二・二―ジメチルプロパン酸II
 (E)―二―(四―ターシャリーブチルフェ

ニル)―二―シアノ―一―(一・三・四―ト
 リメチルビラゾール―五―イル)ビニル (別
 名シエノピラフェン)
 二百六十三 N―(二・二―ジメチルプロピ
 ル)―N―エチルチオカルバミン酸S―ペン
 ジル (別名エスプロカルプ)
 二百六十四 N・N―ジメチルホルムアミド
 二百六十五 二・二―ジメチル―三―メチリデ
 ンビシクロ「二・二・一」ヘプタン (別名カ
 ンフェン)
 二百六十六 N、―「二・一―ジメチル―二―
 (メチルスルホニル)エチル)―三―ヨード
 ―N―「二―メチル―四―(一・二・二・二―
 ―テトラフルオロ―一―(トリフルオロメチ
 ル)エチル)フェニル」フタルアミド (別名
 フルベンジアミド)
 二百六十七 一・二―ジメトキシシエタン
 二百六十八 アルファ―(四・六―ジメトキシ
 ―二―ピリミジニルカルバモイルスルファモ
 イル)―オルト―トルイル酸メチル (別名ベ
 ンシルフロシメチル)
 二百六十九 (RS)―一―七―(四・六―ジメト
 キシピリミジン―二―イルチオ)―三―メチ
 ル―二―ペンソフラン―一―(三H)―オン
 (別名ピリフタリド)
 二百七十 二―(ジメトキシホスフィノチオ
 イル)チオ―二―フェニル酢酸エチル (別
 名フェントエート又はPAP)
 二百七十一 三・五―ジヨード―四―オクタノ
 イルオキシベンゾニトリル (別名アイオキシ
 ニル)
 二百七十二 水銀及びその化合物
 二百七十三 水素化テルフェニル
 二百七十四 有機スズ化合物(ビス(トリブチ
 ルスズ)IIオキシドを除く)
 二百七十五 スチレン
 二百七十六 セリウム及びその化合物
 二百七十七 セレン及びその化合物
 二百七十八 ダイオキシソリン類
 二百七十九 タリウム及びその化合物
 二百八十 炭化けい素
 二百八十一 炭酸リチウム
 二百八十二 二―チオキソ―三・五―ジメチル
 テトラヒドロ―二H―一・三・五―チアジア
 ジン (別名ダゾメット)
 二百八十三 チオアン酸銅(I)
 二百八十四 チオ尿素

二百八十五 チオりん酸O—四—シアノフェニ
ル—O—ジメチル (別名シアノホス又は
CYAP)
二百八十六 チオりん酸O・O—ジエチル—O
—(二—イソプロピル—六—メチル—四—ビ
リミジニル) (別名ダイアジノン)
二百八十七 チオりん酸O・O—ジエチル—O
—(三・五・六—トリクロロ—二—ピリジ
ル) (別名クロルピリホス)
二百八十八 チオりん酸O・O—ジエチル—O
—(五—フェニル—三—イソオキサゾリル)
(別名イソキサチオン)
二百八十九 チオりん酸O・O—ジメチル—O
—(三—メチル—四—ニトロフェニル) (別
名フェニトロチオン又はMEP)
二百九十 チオりん酸O・O—ジメチル—O—
(三—メチル—四—メチルチオフェニル) (別
名フェンチオン又はMPP)
二百九十一 チオりん酸S—ベンジル—O・O
—ジソプロピル (別名イプロペンホス又は
IBP)
二百九十二 一・一・一—(二R・二R・三
S・四R・五R・六S)—四—「[五—デオ
キシ—二—O—「二—デオキシ—二—(メチ
ルアミノ)—アルファ—L—グルコピラノシ
ル]—三—C—ホルミル—アルファ—L—リ
キソフラノシル」オキシ—二・五・六—ト
リヒドロキシシクロヘキサ—三—ジイ
ル」ジグアニジン (別名ストレプトマイシ
ン)
二百九十三 (二R・三aS・五aR・五b
S・九S—一三S—一四R・一六aS・一六
bR)—二—「(六—デオキシ—二・三・四
—トリ—O—メチル—アルファ—L—マン
ピラノシル) オキシ—二—三—「[四—(ジ
メチルアミノ)—二・三・四・六—テトラデ
オキシ—ベータ—D—エリトロ—ヘキソピラ
ノシル」オキシ—九—エチル—一四—メチ
ル—二・三・三a・五a・五b・六・九・一
〇・一一・一二・一三・一四・一六a・一六
b—テトラデカヒドロ—H—asa—インダ
セノ「[三・二—d」オキサシクロデシン—
七・一—五—ジオン (別名スピノシンA) 及び
(二S・三aR・五aS・五bS・九S・一
三S・一四R・一六aS・一六bS)—二—
「(六—デオキシ—二・三・四—トリ—O—メ
チル—アルファ—L—マンピラノシル) オ

キシ—一—三—「[四—(ジメチルアミノ)
—二・三・四・六—テトラデオキシ—ベータ
—D—エリトロ—ヘキソピラノシル」オキ
シ—九—エチル—四—一四—ジメチル—
二・三・三a・五a・五b・六・九・一〇・
一一・一二・一三・一四・一六a・一六b—
テトラデカヒドロ—H—asa—インダセノ
「[三・二—d」オキサシクロデシン—七・
一—五—ジオン (別名スピノシンD) の混合物
(別名スピノサド)
二百九十四 デカナール (別名デシルアルデヒ
ド)
二百九十五 デカプロモジフェニルエーテル
二百九十六 一・三・五・七—テトラアザトリ
シクロ「[三・三・一・三]」デカン (別名ヘ
キサメチレンテトラミン)
二百九十七 テトラエチルチウラムジスルフイ
ド (別名ジスルフィラム)
二百九十八 テトラクロロイソフタロニトリル
(別名クロタロニル又はTPN)
二百九十九 四・五・六・七—テトラクロロイ
ソベンゾフラン—(三H)—オン (別名フ
サイド)
三百 一・一・二—二—テトラクロロエタン
(別名四塩化アセチレン)
三百一 テトラクロロエチレン
三百二 テトラヒドロフラン
三百三 テトラヒドロメチル無水フタル酸
三百四 テトラフルオロエチレン
三百五 二・二・三—三—テトラフルオロプロ
ピオン酸ナトリウム (別名テトラビオン又は
フルプロパネートナトリウム塩)
三百六 二・三・五・六—テトラフルオロ—四
—メチルベンジル—(Z)—三—(二—クロ
ロ—三・三—トリフルオロ—一—プロペ
ニル)—二—二—ジメチルシクロプロパンカ
ルボキシラート (別名テフルトリン)
三百七 テトラメチルアンモニウムヒドロキ
シド
三百八 三・七・九—一—三—テトラメチル—
五・一—一—ジオキサ—二・八—一—四—トリチ
ア—四・七・九—二—二—テトラアザペンタデ
カー—三・二—二—ジエン—六・一—〇—ジオン
(別名チオジカルブ)
三百九 テトラメチルチウラムジスルフイド
(別名チウラム又はチラム)
三百十 一—「(二R・二R・五S・七R)—
二・六・六・八—テトラメチルトリシクロ

「[五・三・一・〇]」ウンデカー—八—エン—九
—イル」エタノン
三百十一 テルル及びその化合物
三百十二 テレフタル酸
三百十三 テレフタル酸ジメチル
三百十四 銅水溶性塩 (錯塩を除く。)
三百十五 一—ドデカノール (別名ノルマル—
ドデシルアルコール)
三百十六 ドデカン—一—チオール
三百十七 二—(N—ドデシル—N・N—ジメ
チルアンモニオ)アセタート
三百十八 ドデシル硫酸ナトリウム
三百十九 一・三・五—トリアジン—二・四・
六—トリアミン (別名メラミン)
三百二十 トリイソプロパノールアミン
三百二十一 トリエチルアミン
三百二十二 トリオクチルアミン
三百二十三 一・一・一—トリクロロエタン
三百二十四 一・一・二—トリクロロエタン
三百二十五 トリクロロエチレン
三百二十六 トリクロロトリフルオロエタン
(別名CFCl—二—三)
三百二十七 トリクロロニトロメタン (別名ク
ロロピクリン)
三百二十八 (三・五・六—トリクロロ—二—
ピリジル) オキシ酢酸 (別名トリクロピル)
三百二十九 二・四・六—トリクロロフェノ
ール
三百三十 トリクロロフルオロメタン (別名C
FC—一—一)
三百三十一 一・二・三—トリクロロプロパン
三百三十二 トリクロロベンゼン
三百三十三 N—(トリクロロメチルチオ)—
一・二・三・六—テトラヒドロフタルイミド
(別名キヤブタン)
三百三十四 トリシクロ「[五・二・一・〇]」
デカー—四—エン—三—イル—プロピオナート
三百三十五 トリブチルアミン
三百三十六 アルファ—アルファ—アルファ—
トリフルオロ—二・六—ジニトロ—N・N—
ジプロピル—パラ—トリイジン (別名トリフ
ルラン)
三百三十七 トリプロモメタン (別名プロモホ
ルム)
三百三十八 トリメチルアミン
三百三十九 トリメチル (オクタデシル) アン
モニウムの塩

三百四十 (E)—四—(二・六・六—トリメ
チルシクロヘキサ—一—エン—一—イル) プ
ター—三—エン—二—オン
三百四十一 N・N・N—トリメチルデカン
—一—アミニウムの塩
三百四十二 トリメチルベンゼン
三百四十三 二・四・四—トリメチルペンタ
—一—エン及び二・四・四—トリメチルペンタ
—二—エンの混合物
三百四十四 トリメトキシ—「[三—(オキシシ
ラ—二—イルメトキシ)プロピル」シラン
三百四十五 トリレンジイソシアネート
三百四十六 トルイジン
三百四十七 トルエン
三百四十八 ナトリウム—アルケン—スルホナ
ト (アルケンの炭素数が十四から十六までの
もの及びその混合物に限る。) 及びナトリウ
ム—ヒドロキシアルカン—スルホナート (アル
カンの炭素数が十四から十六までのもの及び
その混合物に限る。) 並びにこれらの混合物
三百四十九 ナトリウム—一—オキサ—一—ラム
ダー—ピリジン—二—チオラート
三百五十 ナトリウム—(ドデカノールオキ
シ)ベンゼン—スルホナート
三百五十一 ナトリウム—一・一・一—ピフェニ
ル—二—オラート
三百五十二 ナフタレン
三百五十三 鉛及びその化合物
三百五十四 ニッケル
三百五十五 ニッケル化合物
三百五十六 ニトリロ—三酢酸及びそのナトリウ
ム塩
三百五十七 オルト—ニトロアニリン
三百五十八 パラ—ニトロクロロベンゼン
三百五十九 ニトロベンゼン
三百六十 ニトロメタン
三百六十一 二硫化炭素
三百六十二 一—ノナノール (別名ノルマル—
ノニルアルコール)
三百六十三 バナジウム化合物
三百六十四 パラホルムアルデヒド
三百六十五 ビス (アルキル) (ジメチル) ア
ンモニウムの塩 (アルキル基の構造が直鎖で
あり、かつ、当該アルキル基の炭素数が十
二、十四、十六、十八又は二十のもの及びそ
の混合物に限る。)

四百五十 ベンジルクロロリド (別名塩化ベンジル)

四百五十一 ベンズアルデヒド

四百五十二 ベンゼン

四百五十三 一・二・四―ベンゼントリカルボン酸・二―無水物

四百五十四 三―(一・三―ベンゾジオキソール)―五―イル

四百五十五 二―(二―ベンゾチアゾリルオキシ)―N―メチルアセトアニリド (別名メフエナセツト)

四百五十六 ベンゾフェノン

四百五十七 ペンタクロロフェノール

四百五十八 ほう素化合物

四百五十九 ポリ塩化ビフェニル (別名PCB)

四百六十 ポリ(オキシエチレン) || アルキルエーテル(アルキル基の炭素数が十二から十五までのもの及びその混合物に限る。)

四百六十一 ポリ(オキシエチレン) || アルキルフェニルエーテル(アルキル基の炭素数が八のものに限る。)

四百六十二 ポリ(オキシエチレン) || アルキルフェニルエーテル(アルキル基の炭素数が九のものに限る。)

四百六十三 ポリ(オキシエチレン) || ドデシルエーテル硫酸エステルナトリウム

四百六十四 ホルムアルデヒド

四百六十五 マンガン及びその化合物

四百六十六 無水酢酸

四百六十七 無水フタル酸

四百六十八 メタクリル酸

四百六十九 メタクリル酸メチル

四百七十 (Z)―二―メチルアセトフェノン || 四・六―ジメチル―二―ピリミジニルヒドラゾン (別名フェリムゾン)

四百七十一 メチルイソチオシアネート

四百七十二 メチルイソブチルケタ

四百七十三 メチル||二―(三―オキソ―二―ペンチルシクロペンチル)アセタート

四百七十四 二―「メチル―」(Z)―オクタデカ―九―エノイル「アミノ」酢酸 (別名オレオイルザルコシン)

四百七十五 N―メチルカルバミン酸二・三―ジヒドロ―二―二―ジメチル―七―ベンゾ「b」フラニル (別名カルボフラン)

四百七十六 N―メチルカルバミン酸―ナフチル (別名カルバリル又はNAC)

四百七十七 N―メチルカルバミン酸二―セカンドリブチルフェニル (別名フェノブカルブ又はBPMC)

四百七十八 メチル|| (E)―二―「二―」(二―シリアノフェノキシ)ピリミジン―四―イルオキシ「フェニル」―三―メトキシアクリラート (別名アゾキシストロビン)

四百七十九 N―メチルジチオカルバミン酸 (別名カーバム)

四百八十 N―メチルジチオカルバミン酸ナトリウム (別名メタムナトリウム塩)

四百八十一 N―メチルジデカカン―イルアミン

四百八十二 アルファ―メチルステレン

四百八十三 二―メチルチオ―四―エチルアミノ―六―(一・二―ジメチルプロピルアミノ)―ス―トリアジン (別名ジメタメトリン)

四百八十四 メチル||ドデカノアート

四百八十五 (E)―三―メチル―四―(二・六・六―トリメチルシクロヘキサ―二―エン―一―イル)ブター―三―エン―二―オン

四百八十六 メチルナフタレン

四百八十七 (RS)―一―メチル―二―ニトロ―三―(テトラヒドロ―三―フリルメチル)グアニジン (別名ジノテフラン)

四百八十八 三―メチルピリジン

四百八十九 N―メチル―二―ピロリドン

四百九十 二―メチルプロパン―二―チオール

四百九十一 メチル||ベンゾイミダゾール―二―イルカルバマート (別名カルベンダジム)

四百九十二 三―メチルペンター―三―エン―二―オンと三―メチリデン―七―メチルオクタ―一・六―ジエンの反応生成物であつて、一―(二・三・八・八―テトラメチル―一・二・三・四・五・六・七・八―オクタヒドロ―二―ナフチル)エタノン及び一―(二・三・八・八―テトラメチル―一・二・三・五・六・七・八・八―オクタヒドロ―二―ナフチル)エタノンの混合物を八十重量パーセント以上含有するもの

四百九十三 二―メチル―N―「三―」(一―メチルエトキシ)フェニル「ベンズアミド (別名メプロニル)

四百九十四 S―メチル―N―(メチルカルバモイルオキシ)チオアセトイミダート (別名メソミル)

四百九十五 メチル|| (E)―メトキシイミノ―「二―」(三)(E)―一―「三―」(トリフルオロメチル)フェニル「エチリデン」アミノ「オキシ」メチル「フェニル」アセタート (別名トリフロキシストロビン)

四百九十六 メチル|| (E)―メトキシイミノ―「二―」(オルトトリルオキシメチル)フェニル「アセタート (別名クレソキシムメチル)

四百九十七 四・四―メチレンジアニリン

四百九十八 メチレンビス(四・一―フェニレン) || ジイソシアネート

四百九十九 三―メトキシアニリン

五百 (E)―二―メトキシイミノ―N―メチル―二―(二―フェノキシフェニル)アセトアミド (別名メトミノストロビン)

五百一 二―(二―メトキシエトキシ)エタノール

五百二 三―メトキシカルボニルアミノフェニル||三―メチルカルバニラート (別名フェンメデイファム)

五百三 N―(六―メトキシ―二―ピリジル)―N―メチルチオカルバミン酸O―三―ターシャリブチルフェニル (別名ピリブチカルブ)

五百四 一―メトキシ―二―(二―メトキシエトキシ)エタン

五百五 モリブデン及びその化合物

五百六 硫化(二・四―トリメチルペンテン)

五百七 硫酸ジメチル

五百八 りん化アルミニウム

五百九 りん酸ジブチル||フェニル

五百十 りん酸ジメチル||二―ジクロロピ(別名ジクロルボス又はDDVP)

五百十一 りん酸トリス(二―エチルヘキシル)

五百十二 りん酸トリス(二―クロロエチル)

五百十三 りん酸トリトリル

五百十四 りん酸トリフェニル

五百十五 りん酸トリブチル

二 この表において「重量パーセント」とは、溶液中の表示物質の重量の溶液の全重量に対する比の百分をいう。

別表第二(第二条関係)

一 アクリル酸二―ヒドロキシエチル

二 アクリル酸二―ヒドロキシプロピル

三 一―アミノノル―一―アントラキノ

四 二―アミノノル―三―クロロ―一―四―ナフトキノ (別名ACN)

五 イソプロピルアンモニウム|| (RS)―二―(四―イソプロピル―四―メチル―五―オキソ―二―イミダゾリン―二―イル)ニコチナート (別名イマザビル又はイマザビルイソプロピルアミン塩)

六 二―イミダゾリジンチオン

七 一・一―「イミノジ(オクタメチレン)」ジグアニジン (別名イミノクタジン)

八 エチルメチルケトンペルオキシド

九 六―エトキシ―二―ジヒドロ―二・二―トリメチルキノリン (別名エトキシ)

十 一・二―エポキシ―三―(トリルオキシ)プロパン

十一 二・三―エポキシ―一―プロパノール

十二 エマメクチン安息香酸塩 (別名エマメクチンB-a安息香酸塩及びエマメクチンB-b安息香酸塩の混合物)

十三 塩化ベンゾイル

十四 オクタノール

十五 オクタノール―チオール

十六 (二―クロロエチル)トリメチルアンモニウム||クロリド

十七 クロロシクロヘキサ

十八 (RS)―一―「三―クロロ―四―(二・一―二―トリフルオロ―二―トリフルオロメトキシエトキシ)フェニル」―三―(二・六―ジフルオロベンゾイル)尿素 (別名フルフェノクスロン)名ノバルロン)

十九 一―「四―」(二―クロロ―四―(トリフルオロメチル)フェノキシ)―二―フルオロフェニル―三―(二・六―ジフルオロベンゾイル)尿素 (別名フルフェノクスロン)

二十 オルト―クロロトルエン

二十一 パラクロロトルエン

二十二 (E)―N―「六―クロロ―三―ピリジル」メチル―N―エチル―N―メチル

備考
一 この表において「数平均分子量」とは、日本産業規格K七二五二―一に定める数平均分子量をいう。

二一ニトロエテンー一ージアミン (別
 名ニテンピラム)
 二十三 (RS) ー二ー「二ー(三ークロロフ
 エニル)ー二・三ーエボキシプロピル」ー二
 ーエチルインダンー一・三ージオン (別
 名イ
 ンダノファン)
 二十四 (四RS・五RS) ー五ー(四ークロ
 ロフェニル)ーNーシクロヘキシルー四ーメ
 チルー二ーオキソー一・三ーチアゾリジン
 ー三ーカルボキサミド (別名ヘキシチアゾク
 ス)
 二十五 Nー(四ークロロフェニル)ー一ーシ
 クロヘキセンー一・二ージカルボキシミド
 (別名クロルフタリム)
 二十六 ー一(四ークロロフェニル)ー三ー
 (二・六ージフルオロペンゾイル) 尿素 (別
 名ジフルベンズロン)
 二十七 四ー「三ー(四ークロロフェニル)ー
 三ー(三・四ージメトキシフェニル)アクリ
 ロイル」モルホリン (別名ジメトモルフ)
 二十八 二ー(四ークロロフェニル)ー二ー
 (二Hー一・二・四ートリアゾールー一ーイ
 ルメチル)ヘキサニトリル (別名ミクロプ
 タニル)
 二十九 四ークロロフェニル||二・四・五ート
 リクロロフェニル||スルホン (別名テトラジ
 ホン)
 三十 (RS) ー四ー(四ークロロフェニル)
 ー二ーフェニルー二ー(二Hー一・二・四ー
 トリアゾールー一ーイルメチル)プチロニト
 リル (別名フェンブコナゾール)
 三十一 「二ー「三ー(四ークロロフェニル)
 プロピル」ー二・四・四ートリメチルー一・
 三ーオキサゾリジンー三ーイル」(二Hーイ
 ミダゾールー一ーイル)メタノン
 三十二 三ークロロー一・二ープロパンジ
 ー
 三十三 三ークロロー二ーメチルー一ープロ
 ペン
 三十四 (五ークロロー一ーメトキシー四ーメ
 チルピリジンー三ーイル)(二・三・四ート
 リメトキシー六ーメチルフェニル)メタノン
 (別名ピリオフェノン)
 三十五 酢酸ベンジル
 三十六 シアナミド
 三十七 (RS) ー一ーシアノーNー「(R)ー
 一ー(二・四ージクロロフェニル)エチル」

一三・三ージメチルブチラミド (別名ジクロ
 シメット)
 三十八 (RS) ーアルファーシアノー三ーフ
 エノキシベンジル||Nー(二ークロローアル
 ファーアルファーアルファートリフルオロ
 パラトリル)ーDーバリナート (別名フル
 バリネート)
 三十九 アルファーシアノー三ーフェノキシベ
 ンジル||三ー(二・二ージクロロビニル)ー
 二・二ージメチルシクロプロパンカルボキシ
 ラート (別名シペルメトリン)
 四十 (S) ーアルファーシアノー三ーフェノ
 キシベンジル||二(R・三S)ー二・二ージ
 メチルー三ー(一・二・二・二ーテトラプロ
 モエチル)シクロプロパンカルボキシラート
 (別名トラロメトリン)
 四十一 (RS) ーアルファーシアノー三ーフ
 エノキシベンジル||二・二・三・三ーテトラ
 メチルシクロプロパンカルボキシラート (別
 名フェンプロバトリン)
 四十二 アルファーシアノー四ーフルオロー三
 ーフェノキシベンジル||三ー(二・二ージク
 ロロビニル)ー二・二ージメチルシクロプロ
 パンカルボキシラート (別名シフルトリオン)
 四十三 ー一(二ー(シクロプロピルカルボニ
 ル)アニリノスルホニル)ー三ー(四・六ー
 ジメトキシピリミジンー二ーイル) 尿素 (別
 名シクロスルファミロン)
 四十四 四ーシクロプロピルー六ーメチルN
 ーフェニルピリミジンー二ーアミン (別名シ
 プロジニル)
 四十五 Nー(シクロヘキシルチオ)フタルイ
 ミド
 四十六 ー一(三・五ージクロロー二・四ージ
 フルオロフェニル)ー三ー(二・六ージフル
 オロペンゾイル) 尿素 (別名テフルベンズ
 ン)
 四十七 一・三ージクロロー五・五ージメチル
 イミダゾリジンー二・四ージオン
 四十八 Nー(二・三ージクロロー四ーヒドロ
 キシフェニル)ー一ーメチルシクロヘキサ
 ンカルボキサミド (別名フェンヘキサミド)
 四十九 (RS) ー二ー(二・四ージクロロフ
 エニル)ー三ー(二Hー一・二・四ートリア
 ズールー一ーイル)プロピルー一・一・二・
 二ーテトラフルオロエチル||エーテル (別名
 テトラコナゾール)

五十 (RS) ー一ー「二・五ージクロロー四
 ー(一・一・二・三・三・三ーヘキサフルオ
 ロプロボキシ)フェニル」ー三ー(二・六ー
 ジフルオロペンゾイル) 尿素 (別名ルフェ
 ン)
 五十一 N・Nージシクロヘキシルー二ーベン
 ゾチアゾールスルフェンアミド
 五十二 ジチオリル酸O・OージエチルーS
 (二ーエチルチオエチル) (別名エチルチオメ
 トン又はジスルホトン)
 五十三 ジナトリウム||四ーアミノー三ー
 「四」ー(二・四ージアミノフェニルアゾ)
 ー一・一・一ービフェニルー四ーイルアゾ
 ー五ーヒドロキシー六ーフェニルアゾー二・七
 ーナフタレンジスルホナート (別名C Iダイ
 レクトブトラック三十八)
 五十四 「三ー(四・五ージヒドロイソオキサ
 ズールー三ーイル)ー四ーメシルー二ーメチ
 ルフェニル」(五ーヒドロキシー一ーメチル
 ピラゾールー四ーイル)メタノン
 五十五 ジフェニルエーテル
 五十六 一・三ージフェニルグアニジン
 五十七 二・四ー「ジフルオロー二ー(三ー
 ニリフルオロメチルフェノキシ)ニコチンア
 ニリド
 五十八 N・Nージメチルアニリン
 五十九 三・七ージメチルオクター一・六ージ
 エンー三ーイル||アセタート (別名酢酸リナ
 リル)
 六十 (E) ー三・七ージメチルオクター二・
 六ージエンー一ーオール (別名セラニオー
 ル)
 六十一 S・S、ージメチル||二ージフルオロ
 メチルー四ーイソブチルー六ートリフルオロ
 メチルピリジンー三・五ージカルボチオア
 ー (別名ジチオピル)
 六十二 N・Nージメチルテトラデカンー一ー
 アミン
 六十三 (RS) ーNー「二ー(三・五ージメ
 チルフェノキシ)ー一ーメチルエチル」ー六
 ー(二ーフルオロー一ーメチルエチル)ー
 一・三・五ートリアジンー二・四ージアミン
 (別名トリアジフラム)
 六十四 二・二ージメチルブタン酸||三ー
 (二・四ージクロロフェニル)ー二ーオキソ
 ー一ーオキサスピロ「四・五」デカー三ーエ
 ンー四ーイル (別名スピロジクロフェン)

六十五 臭素
 六十六 臭素酸の水溶性塩
 六十七 チオリル酸Oー四ープロモー二ークロ
 ロフェニルOーエチルーSープロピル (別
 名プロフェノホス)
 六十八 デカヒドロナフタレン
 六十九 三・六・九ートリアザウンデカン
 ー一・一ージアミン (別名テトラエチレンペ
 ンタミン)
 七十 トリエチレンテトラミン
 七十一 一・三・五ートリス(二・三ーエボキ
 シプロピル)ー一・三・五ートリアジン
 ー二・四・六(一H・三H・五H)ートリオン
 七十二 一・三・五ートリス「三ー(ジメチル
 アミノ)プロピル」ヘキサヒドロー一・三・
 五ートリアジン
 七十三 二・四・六ートリニトロトルエン
 七十四 二・四・六ートリプロモフェノール
 七十五 (一R・二R・四R)ー一・七・七ー
 トリメチルピシクロ「二・二・二」ヘプタン
 ー二ーイル||アセタート及び(二S・二S・
 四S)ー一・七・七ートリメチルピシクロ
 「二・二・二」ヘプタンー二ーイル||アセタ
 ートの混合物 (別名イソボルニル||アセテ
 ー)
 七十六 三・五・五ートリメチルー一ーヘキサ
 ノール
 七十七 トルエンジアミン
 七十八 ニアクリル酸ヘキサメチレン
 七十九 ニトロエタン
 八十 オルトーニトロトルエン
 八十一 ノナン
 八十二 二・二ービス(プロモメチル)プロパ
 ンー一・三ージオール (別名ジプロモネオペ
 ンチルグリコール)
 八十三 ビス(一ーメチルー一ーフェニルエチ
 ル)||ペルオキシド
 八十四 ビス(りん酸)三亜鉛
 八十五 四ーヒドロキシ安息香酸プロピル (別
 名パラオキシ安息香酸プロピル)
 八十六 二ーヒドロキシ安息香酸(Z)ー三ー
 ヘキセニル
 八十七 四ーヒドロキシ安息香酸メチル
 八十八 二ービニルピリジン
 八十九 二ーフェノキシエチル||イソブチレ
 ー
 九十 フェノチアジン

九十一 ブターニ―イン―・四―ジオール
 九十二 フタル酸ジアリル
 九十三 フタル酸ジイソブチル
 九十四 フタル酸ジエチル
 九十五 フタル酸ジトリデシル
 九十六 N―ブチル―N―エチル―アルファ・アルファ・アルファ―トリフルオロ―二・六―ジニトロ―パラ―トリイジン (別名ベスロジン又はベンフルラリン)
 九十七 ブチル―二・三―エポキシプロピルエーテル
 九十八 三―(五―ターシャリーブチル―・二―オキサゾール―三―イル)―一・一―ジメチル尿素 (別名イソウロン)
 九十九 N―ブチルカルバミド酸||三―ヨード―二―プロピニル
 百 三―ターシャリーブチル―五―クロロ―六―メチルウラシル (別名ターバシル)
 百一 五―ターシャリーブチル―三―[二・四―ジクロロ―五―(プロパ―二―イン―一―イルオキシ)フェニル]―一・三・四―オキサジアゾール―二 (三H)―オン (別名オキサジアリギル)
 百二 一―(四―ターシャリーブチル―二・六―ジメチル―三・五―ジニトロフェニル)エタノン
 百三 タ―シャリーブチル||四―[二・一・三―ジメチル―五―フェノキシ―四―ピラゾリル)メチリデン]アミノオキシ)メチル]ペンゾアト (別名フェンピロキシメート)
 百四 一―ターシャリーブチル―一 (三・五―ジメチルベンゾイル)―二―(三―メトキシ―二―メチルベンゾイル)ヒドラジン (別名メトキシフェノジド)
 百五 タ―シャリーブチル||ヒドロペルオキシド
 百六 四―ターシャリーブチルフェノール
 百七 二―ターシャリーブチル―五―(四―ターシャリーブチルベンジルチオ)―四―クロ―三 (二H)―ピリダジノン (別名ピリダベン)
 百八 N―(四―ターシャリーブチルペンジル)―四―クロ―三―エチル―一―メチルピラゾール―五―カルボキサミド (別名テブフェンピラド)
 百九 N―(ターシャリーブチル)―二―ベンゾチアゾールスルフェンアミド

百十 フラン
 百十一 四、一フルオロ―N―イソプロピル―二―(五―トリフルオロメチル―一・三・四―チアジアゾール―二―イルオキシ)アセトアニリド (別名フルフェナセト)
 百十二 五―プロパン―一―イル―六―(二・五・八―トリオキサドデカン―一―イル)―一・三―ペンゾジオキソール (別名ピペロニルプトキシド)
 百十三 三―プロモ―一―(三―クロロピリジン―二―イル)―N―[四―シアノ―二―メチル―六―(メチルカルバモイル)フェニル]―一―H―ピラゾール―五―カルボキサミド (別名シアントラニプロール)
 百十四 ヘキサフルオロプロペン
 百十五 ヘキサ酸エチル (別名カプロン酸エチル)
 百十六 二―ベンジリデンヘプタナール
 百十七 ベンゼン―一・二・四・五―テトラカルボン酸
 百十八 ホルムアミド
 百十九 無水マレイン酸
 百二十 メタクリル酸二・三―エポキシプロピル
 百二十一 メタクリル酸ブチル
 百二十二 メチル||三―クロロ―五―(四・六―ジメトキシ―二―ピリミジニルカルバモイルスルファモイル)―一―メチルピラゾール―四―カルボキシラート (別名ハロスルフロンメチル)
 百二十三 三―メチル―一・五―ジ(二・四―キシリル)―一・三・五―トリアザペンタ―一・四―ジエン (別名アミトラズ)
 百二十四 二―(四―メチルシクロヘキサ―三―エン―一―イル)プロパン―二―イル||アセタート (別名酢酸テルビニル)
 百二十五 六―メチル―一・三―ジチオロ[四・五―b]キノキサリン―二―オン
 百二十六 四―メチル―二・四―ジフェニルペンタ―一―エン
 百二十七 メチル―N、・N、―ジメチル―N―(メチルカルバモイル)オキシ]―一―チオオキサマイミデート (別名オキサミル)
 百二十八 二―メチル―N―[四―ニトロ―三―(トリフルオロメチル)フェニル]プロパンアミド (別名フルタミド)
 百二十九 一―メチル―一―フェニルエチル||ヒドロペルオキシド

百三十 七―メチル―三―メチレンオクタ―一・六―ジエン (別名ミルセン)
 百三十一 二―メルカプトエタノール
 百三十二 二―メルカプトベンゾチアゾール
 百三十三 ラクトニトリル
 百三十四 硫酸ジエチル